

京都市公契約審査委員会 次第

日時：令和 7 年 7 月 1 8 日（金）

午前 9 時 3 0 分～

場所：サンサ右京 3 階 交通局大会議室

1 行財政局財政担当局長挨拶

2 新任委員紹介

3 議事

(1) 委員長職務代理者の指名等

- ① 委員長職務代理者の指名
- ② 契約審査専門部会の部会員の指名
- ③ 部会長職務代理者の指名

委員名簿

p 1

委員会関連規定

p 2

(2) 契約審査専門部会の結果報告

p 5

(3) 公契約基本条例の取組状況

- ① 条例の概要
- ② 市内中小企業の受注等の機会の増大
- ③ 労働者の適正な労働環境の確保
- ④ 適正な履行と質の確保
- ⑤ 社会的課題の解決に資する取組

p 9

p 1 3

p 1 9

p 2 3

p 2 7

参考

公契約基本条例に関する主な御意見

p 3 0

参考データ

p 3 8

市公契約基本条例・規則・要綱

別冊

4 報告事項（上下水道局）

p 4 0

5 閉会

京都市公契約審査委員会 委員名簿

五十音順、敬称略、令和7年7月18日現在

委員会	専門部会	氏 名	職 業 等
委員	部会員	かわかつ たけし 川勝 健志	京都府立大学公共政策学部教授
委員		どぶち まこと 土渕 誠	日本労働組合総連合会京都府連合会事務局長
委員		なかの ゆうすけ 中野 雄介	京都商工会議所中小企業委員会委員長
委員	部会員	にしの さや か 西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授
委員		はらだ ひろき 原田 大樹	京都大学大学院法学研究科教授
委員長	部会長	まつしま かくや 松島 格也	京都大学防災研究所特定教授
委員	部会員	まつわか えり こ 松若 恵理子	公認会計士
委員		みねた ま ゆう 峯田 真裕	市民公募委員

市公契約審査委員会関連規定

1 市公契約基本条例（抄）

（審査委員会）

第29条 公契約に関する施策及び公契約の締結に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（審査委員会の組織）

第30条 審査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第31条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第32条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（部会）

第33条 審査委員会は、本市が実施した入札及び締結した公契約に関し、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 審査委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査委員会の決議とすることができる。

2 市公契約基本条例施行規則（抄）

（委員長）

第8条 京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査委員会の招集及び議事）

第9条 審査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第10条 部会の構成員は、委員のうちから、委員長が指名する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、委員長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第11条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審査委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第12条 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第13条 委員は、自己又はその配偶者若しくは3親等内の親族その他当該委員と密接な関係を有する者に関する事項については、その議事に加わることができない。

(庶務)

第14条 審査委員会の庶務は、行財政局において行う。

3 市公契約審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公契約基本条例及び京都市公契約基本条例施行規則に定めるもののほか、京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の事務)

第2条 審査委員会は、市長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 京都市公契約基本条例に基づく施策に関し、意見を述べること。

(2) 京都市の入札・契約制度に関し、意見を述べること。

(3) 本市が締結した契約のうち審査委員会の委員が抽出したものに関し、入札又は契約方式の決定の方法、一般競争入札に係る参加資格の設定の方法、指名競争入札に係る指名業者の選定の方法等について審議を行い、必要な場合には、将来に向けて入札・契約の手続を改善するための意見を述べること。

(4) 本市が発注する工事の入札及び契約に係る再苦情の処理を行うこと。

(5) 本市が行う協定等の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続に基づき公平かつ独立した立場から検討を行うこと。

(審査委員会の回数等)

第3条 審査委員会は、原則年1回開催するものとする。

2 前項の会議は、公開とする。

(会議録の作成及び公開)

第4条 審査委員会は、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録は、行財政局管財契約部契約課及び総合企画局デジタル化戦略推進室情報公開コーナーにおいて閲覧に供する。

3 当該会議録は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧に供する。

(契約審査専門部会の設置等)

第5条 第2条第3号から第5号までの事務を行わせるため、契約審査専門部会を設置する。

2 前項の事務については、契約審査専門部会の決議をもって審査委員会の決議とする。

3 第1項の会議は、原則年2回開催するものとする。ただし、契約審査専門部会が必要と認めるときは、この限りではない。

4 第1項の会議は、契約審査専門部会が必要と認める場合を除き、非公開とする。

(契約専門審査部会の会議録の作成等)

第6条 契約審査専門部会における会議録の作成及び公開については、第4条の規定を準用する。

ただし、第2条第4号及び第5号の審議に係る会議録については、原則非公表とし、契約審査専門部会が特に必要と認めるときは、公表するものとする。

(審査委員会の事務局)

第7条 審査委員会及び契約審査専門部会の事務局は、行財政局管財契約部契約課に置く。

(抽出等)

第8条 第2条第3号の抽出は、契約審査専門部会においてあらかじめ指定した委員（以下「抽出委員」という。）が入札別の発注工事の一覧表及び物品契約の一覧表の中から、行うものとする。

2 抽出委員は、契約審査専門部会において、抽出結果の報告を行わなければならない。

(契約審査専門部会長の専決事項)

第9条 契約審査専門部会長は、第2条第3号から第5号までに規定する事務に関するものうち、次に掲げるものについては、契約審査専門部会の決議を経ずに決することができる。

- (1) 苦情申立の受理及び却下
- (2) 関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請
- (3) 苦情申立人及び関係調達機関の傍聴の不許可
- (4) 証人の出席の許可
- (5) 契約審査専門部会の公開
- (6) 公聴会の開催
- (7) 技術者等からの意見の聴取
- (8) 迅速処理の手続きの適用

2 契約審査専門部会長は、前項の規定による専決をしたときは、当該専決の内容を直ちに契約専門部会の他の委員に通知するとともに、次回の契約審査専門部会で報告し、了解を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、京都市公契約審査委員会の運営に関し必要な事項は、行財政局管財契約部契約課長が定めるものとする。

令和 6 年度 契約審査専門部会 審議結果報告

1 審議の件数等

- | | |
|--------------------------|----------------|
| (1) 個別契約の入札方法等の審議件数 | 8 件（物品 3、工事 5） |
| (2) 工事の入札及び契約に係る再苦情の処理 | なし |
| (3) W T O 政府調達協定に係る苦情の処理 | なし |

2 個別契約の入札方法等の審議状況

審議対象は以下のとおり。

【物品】

令和 5 年度に締結した契約のうち、契約金額 3, 0 0 0 万円以上の物品等の調達契約（契約金額 3, 0 0 0 万円未満の W T O 適用案件も含む。）から、委員が抽出した案件

【工事】

令和 5 年度下半期及び令和 6 年度上半期(※)に締結した契約のうち、契約金額が 2, 0 0 0 万円以上の工事請負等の調達契約から、委員が抽出した案件 ※令和 6 年度上半期分は第 2 回専門部会でのみ審議

(1) 第 1 回（1 1 月 1 1 日開催）

【物品】

件名	京都市中央卸売市場第一市場施設保全業務 ただし、建築設備等維持保全及び運転監視業務委託
契約方式 （随契根拠）	参加希望型指名競争入札
契約金額	6 2 3, 7 0 0, 0 0 0 円（税込み）
担当部局	市長部局
応札者数	1 者
審議要旨	落札率が高く、1 者入札である経緯等を審議。本件施設はかなり老朽化している箇所もあるなか、緊急事故に即応できる体制の確保を仕様書で求めている点等によるものと考えられるとの説明が担当課からなされ、適切な契約方法であったことが確認された。

件名	（単価契約）地下鉄・バス一日券等
契約方式 （随契根拠）	一般競争入札【W T O 協定対象案件】
契約金額	2 9, 5 5 2, 6 0 0 円（税込み）
担当部局	交通局
応札者数	3 者
審議要旨	落札率が非常に低く、予定価格の算定の妥当性等を審議。担当課からは、急な状況の変化によって調達枚数の増加があったが、予定価格の見直しが間に合わず、単価はそのまま数量のみを見直したことが理由であるとの説明がなされ、適切な契約方法であったことが確認された。

件名	加圧施設及び山間地域水道施設 運転監視等業務委託
契約方式 (随契根拠)	一般競争入札
契約金額	1, 441, 000, 000円(税込み)
担当部局	上下水道局
応札者数	1者
審議要旨	落札率が高く、1者入札である経緯等を審議。本件は特殊な業務であり、履行可能業者が全国的に少ないことが1者入札となった理由と考えられるとの説明が担当課からされ、適切な契約方法であったことが確認された。

【工事】

件名	京都市三条市営住宅新築工事 ただし、S1棟(仮称)建築主体その他工事
契約方式 (随契根拠)	随意契約(地自令第167条の2第1項第8号) (不調随意契約)
契約金額	577, 280, 000円(税込み)
担当部局	市長部局
審議要旨	本件(随契)と他の同種同規模工事(入札)での契約手法が何故異なるのか審議。他案件と入札スケジュールが重複したことによる技術者不足等が一因であるとの説明が担当課からされ、適切な契約方法であったことが確認された。

(2) 第2回(3月27日開催)

【工事】

件名	(総合評価)京都市中央卸売市場第一市場整備工事 ただし、新青果棟(仮称)第1期建築主体その他工事
契約方式 (随契根拠)	随意契約(地自令第167条の2第1項第8号) (不落随意契約)【WTO協定対象案件】
契約金額	9, 689, 900, 000円(税込み)
担当部局	市長部局
応札者数	2者
審議要旨	随意契約に際しての受注者選定方法の妥当性等を審議。再度入札に応札した業者との不落随意契約の経緯等を担当課が説明し、適切な契約方法であったことが確認された。

件名	京都市立嵯峨野小学校整備工事 ただし、北校舎等長寿命化事業空調衛生設備改修工事
契約方式 (随契根拠)	随意契約（地自令第167条の2第1項第8号） （不調随意契約）
契約金額	76,118,900円（税込み）
担当部局	市長部局
審議要旨	本件（随契）と他の同種同規模工事（入札）での契約手法が何故異なるのか審議。技術者不足から入札参加者がいなかったものと分析されるとの説明が担当課からされ、適切な契約方法であったことが確認された。

件名	高速鉄道烏丸線ATC現場設備等更新工事その5
契約方式 (随契根拠)	事後確認型一般競争入札
契約金額	128,920,000円（税込み）
担当部局	交通局
応札者数	1者
審議要旨	落札率が100%であり、1者入札となった経緯等を審議。予定価格を事前公表としていたことや装置の一部のみの更新工事であったこと等が理由として考えられる旨、担当課から説明があり、適切な契約方法があったことが確認された。

件名	鳥羽水環境保全センター 汚泥焼却炉建設事業
契約方式 (随契根拠)	一般競争入札【WTO協定対象案件】
契約金額	7,480,000,000円（税込み）
担当部局	上下水道局
応札者数	1者
審議要旨	デザインビルド方式での契約手法をとった根拠等を審議。本事業は、技術進歩が著しい分野であり、民間事業者から技術提案を受け、その中から最適なものを選定する方式が望ましいと判断し本契約手法をとったとの説明が担当課からあり、適切な契約方法であったことが確認された。

注 地自令＝地方自治法施行令

注 地公令＝地方公営企業法施行令

注 地方特例政令＝地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(3) 審議結果（第1回及び第2回）

契約方法について特に問題があったとは認められず、適切な契約方法であったことが確認された。

【参考】随意契約の根拠法令（概要）

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（随意契約）

第十一条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第二十一条の十三第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は前条第十項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一 （以下略）

1 制定の趣旨

- (1) 本市では、
- ① 公共工事等の発注に当たり、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るために市内中小企業への発注を原則
 - ② 労働環境の悪化や地域経済への悪影響を招きかねないダンピング受注防止対策のための最低制限価格の全面事後公表化
 - ③ 電子入札の導入等による公正性、競争性及び透明性の更なる向上
 - ④ 入札・契約の過程における、地球環境の保全、男女共同参画等の社会的な課題の解決に資する取組を評価する仕組みの導入
- など、様々な入札・契約制度改革を実施してきた。
- (2) これらの成果を踏まえ、本市が締結する公共工事や業務委託等の公契約の発注に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにすることにより、**4つの基本的な考え方に基づく取組をより一層推進するため、公契約に関する総合的な条例を平成27年11月に制定した（平成28年6月に全面施行）。**

2 4つの基本的な考え方

- (1) **市内中小企業の受注機会の増大を図る**
- 地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、地域コミュニティの維持・発展、地域における防災の体制・能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって活力に満ちた、人と人とが支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠である。
 - これを踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大を図っていくとともに、市内産材料の使用促進や市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努める。
- (2) **公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保する**
- 公契約のもとで働く労働者の適正な労働環境が確保されることは、本市で働くひとの労働環境の向上のみならず、受注者の多くを占める市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも必要であるとの考えのもと、本市と受注者は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保と維持・向上に努めていく。
 - 公契約の発注者である本市は、労働関係法令を所管する国の関係機関等とも連携し、受注者の労働関係法令の遵守が徹底されるよう、条例制定を機により積極的に関与していくこととし、**一定金額以上の公共工事**

等を発注する際には、基本的な労働環境が確保されることを確認するための具体的な取組を推進していく。

(3) 公契約の適正な履行及びその質の確保

- 本市が、安心・安全かつ適切な公共サービスを提供するためには、公契約の適正な履行及びその質の確保が不可欠である。
- その前提として、公契約における公正性、競争性、透明性を確保するとともに、公契約の適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念をしっかりと共有することが必要である。

(4) 公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組を推進

- 公契約の発注は、本市と市民や事業者との貴重な接点であり、公契約の機会を活用し、多様な社会的課題の解決に資する取組の推進を図ることは、多くの市民の利益につながるものであり、京都の未来をつくる大切な働き掛けであると考えている。
- このため、入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、また、特に中小企業に過度な負担や不利な扱いにならないよう十分に配慮しつつ、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進していく。

3 令和6年度以降の主な取組

上記2「4つの基本的な考え方」ごとの主な取組状況は、次のとおりである。

- (1) 引き続き、市内中小企業の受注機会の増大に向け、最大限努力。
- (2) 令和6年度からは、本市のすべての発注工事について「通期の週休2日」を実施。（発注者指定方式）（市長部局）

令和6年8月以降の積算基準適用工事から「月単位の週休2日」を実施。（受注者希望方式）（市長部局）

- (3) 令和7年2月から、工事のインフレスライド適用の運用を見直し、設計労務単価改定時だけでなく、設計労務単価改定時以外の工期内の予期できない特別の事情による急激なインフレーション等の発生を理由とする請求を可能とした。
- (4) 令和7年4月から、電子契約の対応を開始。（受注者が本市指定の電子契約サービスに加入しており、且つ、受注者の希望がある場合等）

- (5) 複数年の委託契約（工事の測量、設計等を除く。）について、予定価格に契約期間中の労務費等の上昇を見込んだものとすることを徹底する一方で、令和7年5月から、労務費の上昇の影響を強く受ける契約で上昇分を予定価格に見込むものが困難なもの等については、契約期間中に協議のうえ、必要に応じて契約変更を行う取組を開始。

市内中小企業の受注等の機会の増大

主な取組

- 法令上の制約があるWTO政府調達協定適用案件や、特殊な技術を要する案件などを除き、**市内中小企業への発注を原則**
- コストや品質の確保に十分配慮したうえで可能な場合には、**分離・分割して発注**
- 下請契約における市内中小企業の活用を促すため、**入札公告、契約約款等で市内中小企業を選定する努力義務を明記**
- 大型案件においては、**市内中小企業が参画しやすいJVへの発注とするなど、可能な限りの中小企業の参入機会の確保に努めている。** など

(1) 工事

- 令和6年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約88%、契約金額ベースで約66%を占める。

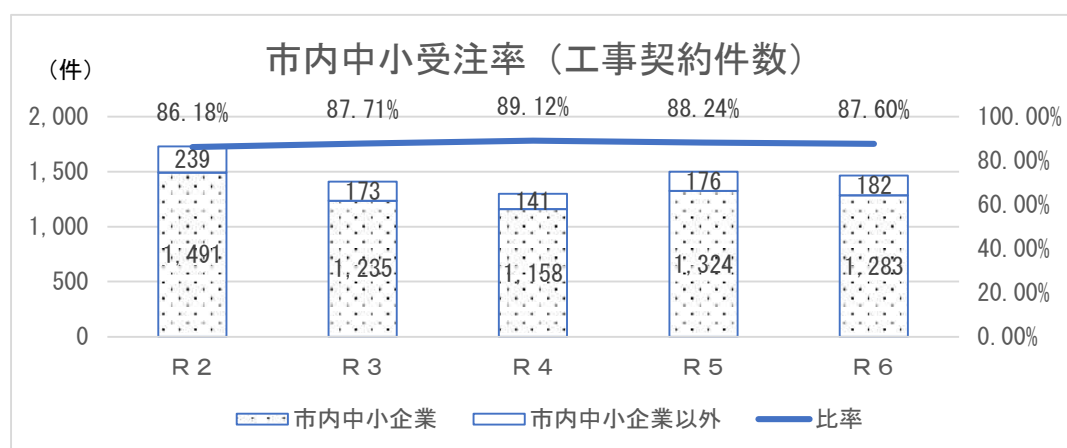
「市内中小企業」以外の契約金額ベースの内訳を見ると、WTO案件が約50%と最も高くなっている。

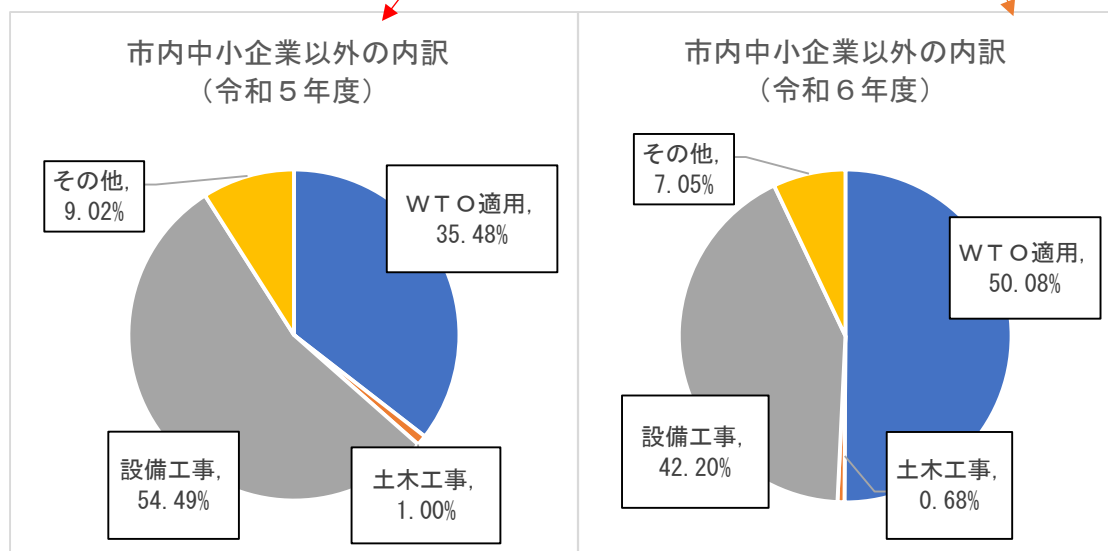
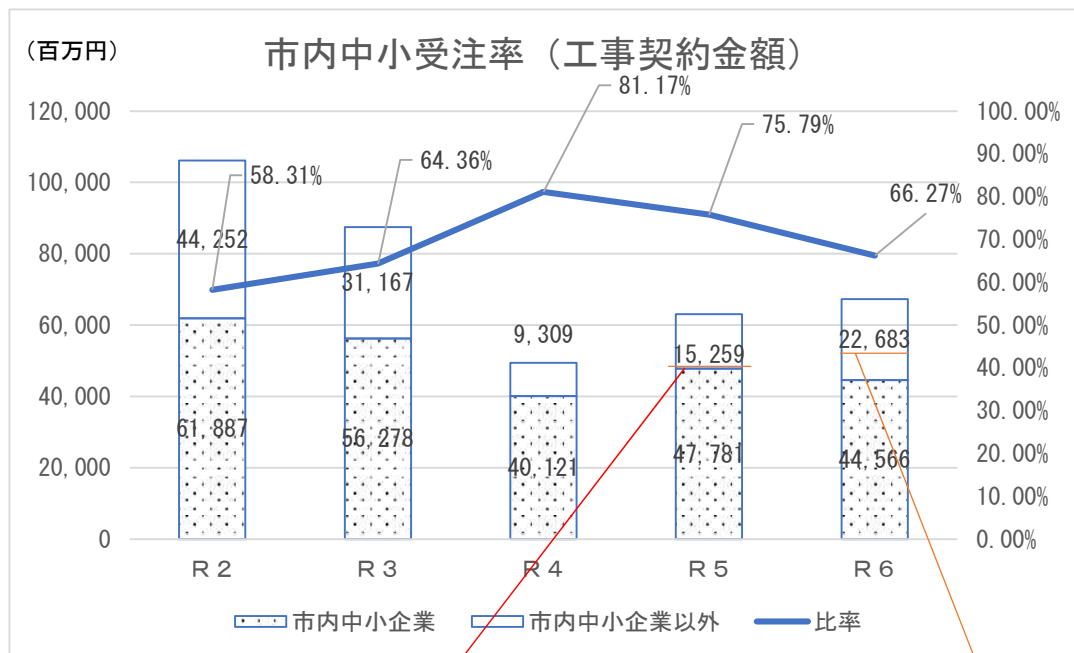
- 令和5年度と比べると、件数ベースで約1ポイント減少(−0.64)、金額ベースで約10ポイント減少(−9.52)している。

この金額ベースでの減少は、令和5年度と比べると「鳥羽水環境保全センター 汚泥焼却炉建設事業(上下水道局案件)」などの、WTO適用案件の契約金額が増加した(+約60億円)ことなどが影響している。

- 令和2年度から令和6年度までの5年間で、市内中小企業受注率の件数ベースは9割程度で推移しており、金額ベースは平均7割程度で推移している。

◆ 市内中小企業受注率（工事）





- 注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計
- 2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。
- 3 測量、設計等の委託契約を含む。

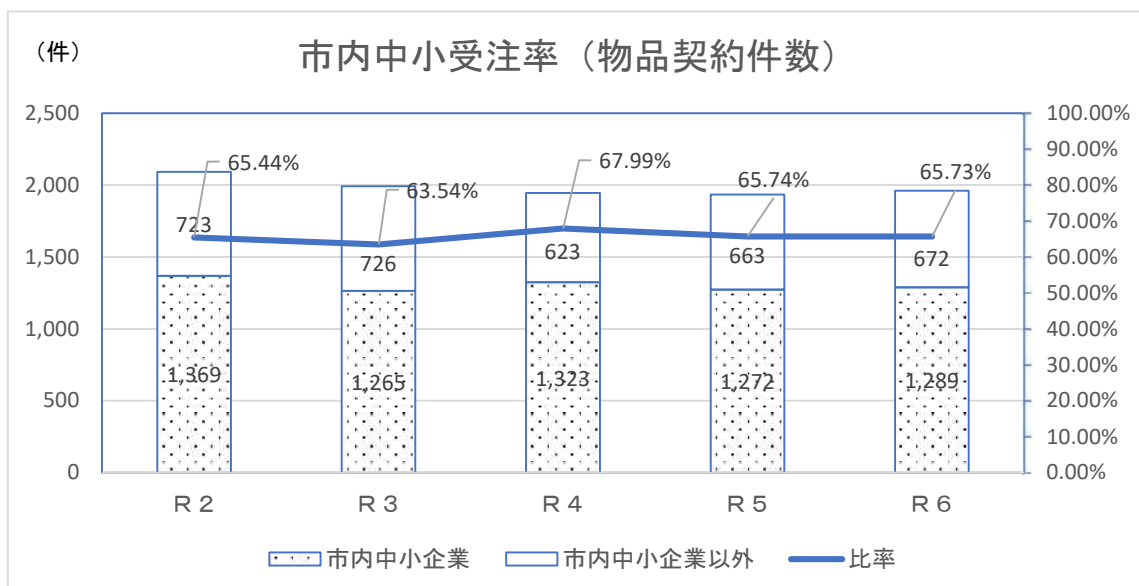
(2) 物品 物品の買入・賃貸借のほか、製造請負、役務なども含む（以下、同じ）。

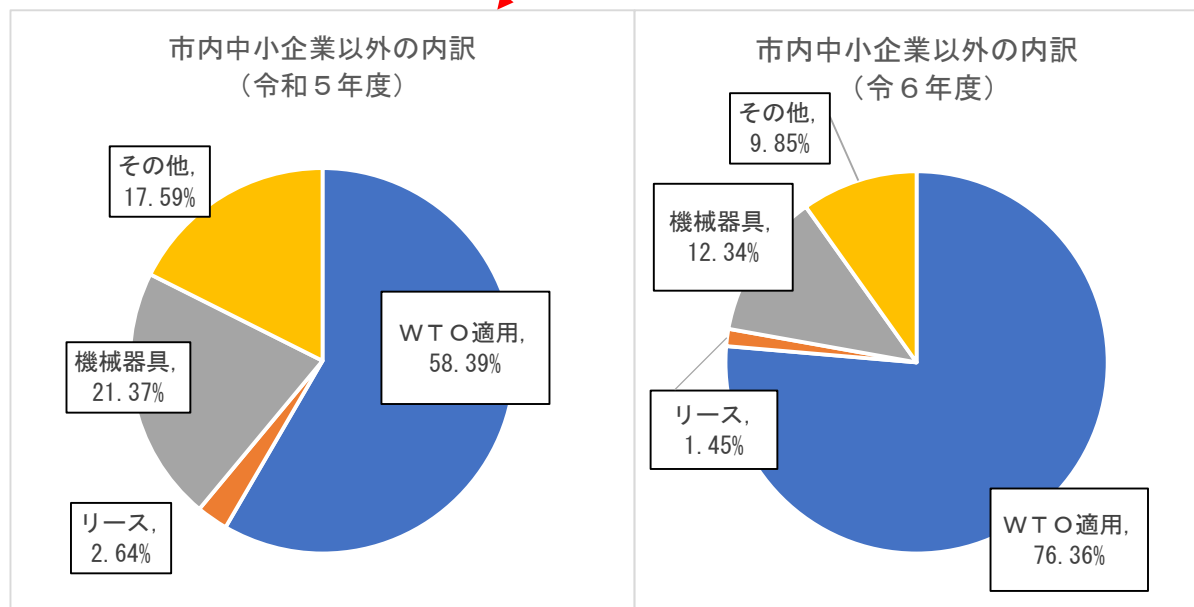
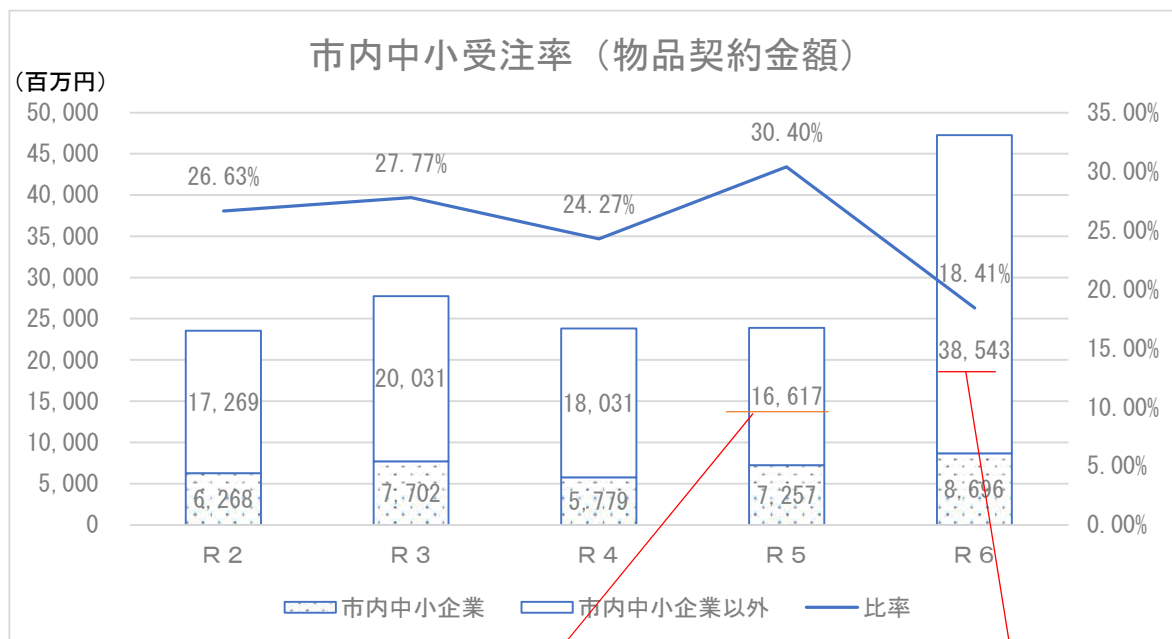
- 令和6年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約66%、金額ベースで約18%となった。
- 令和5年度と比べると、件数ベースはほぼ横ばいとなっており（-0.01）、金額ベースは約12ポイント減少（-11.99）している。

この金額ベースの大幅な減少は、令和6年度は市長部局で「京都府南部消防指令センター共同運用に係る消防指令システム等整備業務」（約75億円）、「京都市中央卸売市場第一市場建物等（新関連棟）賃貸借」（約39億円）、「財務会計システムの再構築業務」（約23億円）を市外大企業と契約しており、上下水道局では「鳥羽 汚泥処理設備運転監視等業務委託」（約29億円）を市外大企業と契約締結しており、令和5年度はこれらの高額案件の契約がないことが影響していると推測される。

- 「市内中小企業」以外の契約金額ベースの内訳は、上記高額案件を含むWTO案件が約76%、交通局の「自動出改札設備等保守管理業務委託」（約2億円）などの機械器具が約12%あり、これらの高額案件は市内中小企業で調達困難であることから、市内中小企業受注率の金額ベースの割合が低くなっている。
- 令和2年度から令和6年度までの5年間で、市内中小企業受注率は、件数ベースは6.6割程度で推移しており、金額ベースは、平均2.5割前後で推移している。

◆ 市内中小企業受注率（物品）





注1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 不用物品売却を除く。

(3) 共同企業体（JV）へ発注する工事の基準（京都市共同企業体運用基準）

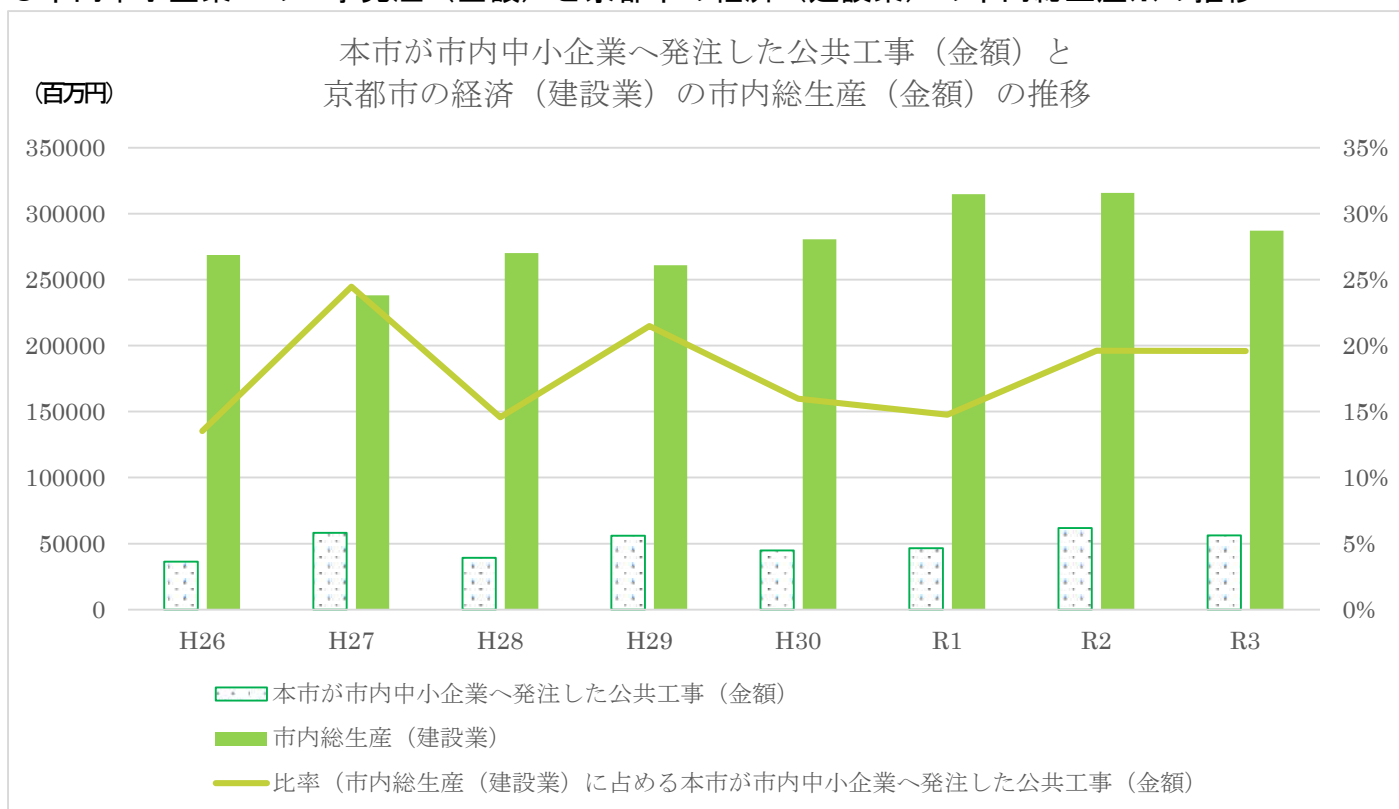
- ① 予定価格がおおむね3億5千万円以上の土木工事
- ② 予定価格がおおむね7億円以上の建築工事
- ③ 予定価格がおおむね3億円以上の電気及び管工事
- ④ 通常の規模を大幅に上回るその他の工事

今後の方向性

- 引き続き、公正性、競争性及び透明性の確保を前提として、市内中小企業の受注等の機会の確保に努めていく。

【参考資料】

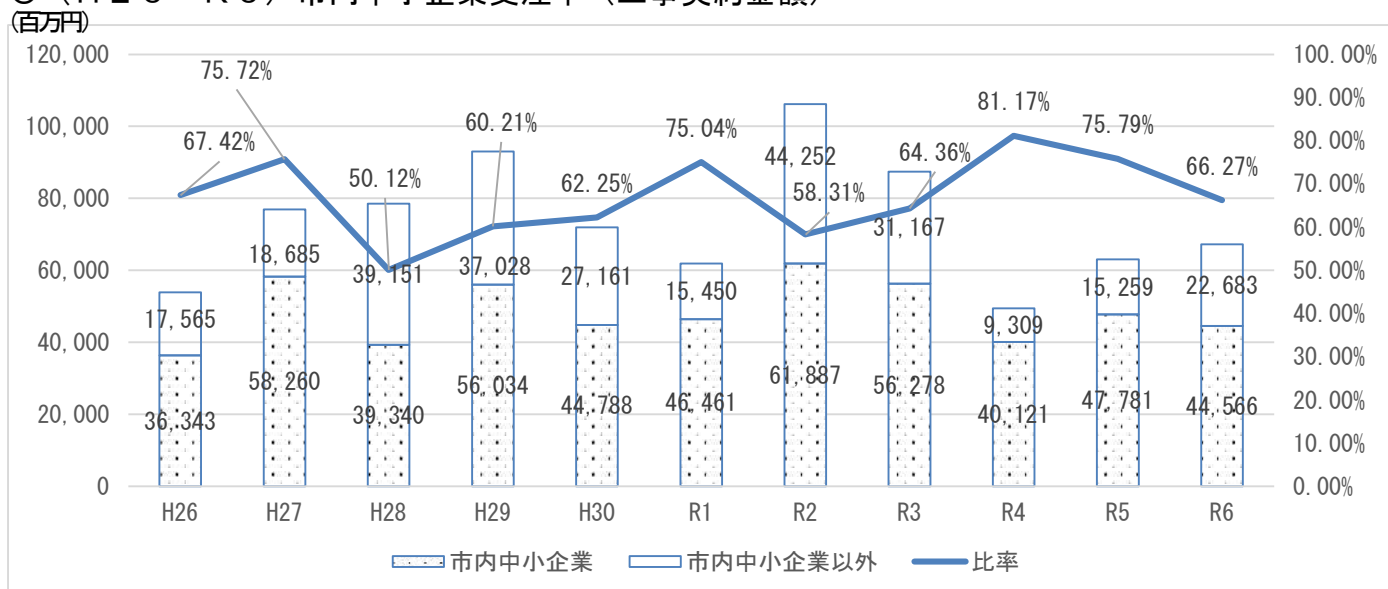
○市内中小企業への工事発注（金額）と京都市の経済（建設業）の市内総生産※の推移



※出典：本市産業観光局が「経済センサス」、「工業統計調査」、「京都市 市民経済計算」等を基に作成した「京都市の経済 2024 年度版」から。

※本市の市内中小企業への工事発注（金額）は、常時 2 割程度の影響を市内総生産（建設業）に与えている。（市内総生産（建設業）と本市の市内中小企業への工事発注金額の比較であることから、厳密に「生産された価値（付加価値）」を比較しているものではない。）

○（H26～R6）市内中小企業受注率（工事契約金額）



本市発注の工事契約（金額）に対する市内中小企業受注率は、概ね 7 割程度で一定している。

【現時点の所見】

本市の市内中小企業への工事発注金額は、市内総生産（建設業）に常に一定の影響を与えており、本市の条例に基づく取組に一定の成果があると考えている。一方で、この影響が「市内中小企業の持続的な発展」にどの程度寄与しているのか、働き方改革や事業効率の促進等、市内中小企業の更なる発展に公契約がどこまで寄与できるのか等、更なる分析が必要と考えている。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

主な取組

- 受注者や下請事業者、公の施設の指定管理者から、労働関係法令の遵守状況に関する報告書の提出を求め、遵守できていない事業者には改善を求める「労働関係法令遵守状況報告書」制度を平成28年6月に運用開始。
- 低賃金での就労とならないよう、発注者として適正な予定価格での発注に努めることとし、具体的取組の一つとして、平成30年7月から、必要な法定福利費が契約段階から確保されるよう、市に提出する工事請負代金内訳書に法定福利費の明示を義務付け。
- 令和2年10月から、建設業法改正により社会保険への加入が建設業許可・更新の要件とされたことや、全国的に未加入対策が厳格化されたことを踏まえ、工事請負契約において社会保険未加入の建設業者を下請人とすることを禁止（ただし、是正期間を設ける）。
- 令和元年度から、週2日の現場閉所を行うモデル工事を実施。
建設業においても時間外労働の上限規制が適用される令和6年度からは、本市のすべての発注工事について「通期の週休2日」を実施。
（発注者指定方式）（市長部局）
- 令和6年8月以降の積算基準適用工事から「月単位の週休2日」を実施。
（受注者希望方式）（市長部局）
※経費補正
当初設計で計上。（通期の週休2日）
設計変更で計上。（月単位の週休2日）
今後は、国に準じて、週単位の完全週休2日を検討していく。
- 本市の一部工事については、猛暑日の取組（受注者希望による現場管理費の補正、猛暑日を考慮した工期設定）を推進している。
- 建設業における担い手不足問題の解決や働き方改革を目的として、第三次担い手3法により建設業法が改正され、監理技術者の兼任を可能とする要件が緩和されたことから、本市が定める監理技術者補佐の専任配置による監理技術者の兼任要件を緩和。など

「労働関係法令遵守状況報告書」制度の運用状況

(1) 制度概要

① 対象

- ア 工事請負契約 予定価格 5 千万円超
- イ 役務委託契約 予定価格 1 千万円超 ※建物・公園清掃、常駐警備等
- ウ 指定管理協定 全て（協定締結者のみ）

② 報告項目

労働条件、労働時間、保険、賃金などの 14 項目

③ 手続

ア 受注者は、下請事業者の報告書を取りまとめのうえ、契約後 2 か月以内に市に提出

※ 提出済みの記載事項に変更が生じたら、市に提出

イ 労働関係法令違反が判明した場合、契約後 6 か月以内に違反状態を解消し、「措置結果報告書」により市に報告

④ 公表、競争入札参加停止措置

ア 報告書の不提出又は虚偽報告書を提出したときなどは、当該事業者の氏名、公表対象となる事実の具体的内容などを公表

イ 公表中の事業者や、当該事業者と市の公契約で下請等契約を締結した事業者などは、原則として競争入札参加停止措置

(2) 主な取組結果

① 令和 6 年度の入札における対象公契約の割合

工事、役務委託とも、件数ベースでは約 19 ～ 22 % だが、金額ベースでは約 79 ～ 83 % となっている。

なお、指定管理は全て対象である。

	入札等件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	対象公契約	比率	市全体	対象公契約	比率
工事	1,463	285	19.48%	68,946	55,083	79.89%
役務委託	403	90	22.33%	8,418	6,982	82.94%
指定管理	26	26	100.00%	—	—	—

注 1 競争入札により令和 6 年度に締結した契約等の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 指定管理者制度の導入施設数 389 施設（令和 7 年 4 月 1 日現在）

② 令和 6 年度の提出状況（※提出日が属する年度で集計）

ア 提出事業者数

工事	延べ 2,075 者	実数 1,394 者
役務委託	161 者	103 者
指定管理	18 者	18 者
イ 是正対象者数	0 者	
ウ 違反者数	0 者	

トピックス

「本件業務に従事する労働者のうち最も低い賃金単価（時給）」について提出された報告書に記載の最も低い賃金単価（時給）を集計した結果は、次のとおりとなった。

令和５年度 （平均値） １，３７０円 （中央値） １，２５０円

令和６年度 （平均値） １，４１０円 （中央値） １，３００円

※個人事業主、役員など、「最低賃金法が適用される労働者が従事していない事業者」を除く延べ１，８８６者分

（参考）

京都府最低賃金（令和６年度） １，０５８円（令和６年９月まで １，００８円）

③ 週休二日工事の実績

	R2	R3	R4	R5	R6
対象件数	6	4 5	6 5	3 0 0	3 4 3
工事完了件数（①）	6	4 5	6 5	3 0 0	3 4 3
うち 4 週 8 休達成数 （②）	6	4 5	6 4	2 9 9	3 4 3
工事完了件数に占める 4 週 8 休達成数割合 （②/①）	100%	100%	98.46%	99.67%	100%

注 発注者指定方式の実績

注 工事の完了が年度をまたぐものは次年度で把握するため、前年度資料と数値が異なっている。

今後の方向性

- 報告書提出の徹底や適切な指導等を通して、適正な労働環境の確保を図るとともに、常に制度・運用を点検し、見直しの必要性を検討していく。
- 「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」を進めるとともに、国の動きを注視し、国に準じて「週単位の完全週休２日」についても検討を進め、建設業の働き方改革等の推進に取り組んでいく。
- 次章で掲げる「適正な予定価格等の算出」を徹底すること及び工事請負契約におけるインフレスライドや労務費の上昇を理由とする複数年の委託契約に係る契約変更の協議等を通して、公契約に従事する労働者の賃金の原資が適切に確保されるよう取り組む。

公契約の適正な履行と質の確保

主な取組

- 適正な予定価格及び最低制限価格※を設定するなど、徹底したダンピング受注防止対策を実施（労働者の適正な賃金の確保のためにも極めて重要）

※ 最低制限価格

落札価格の最低限度の基準となる価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となる。

○主な最近の経過（工事）

平成 24 年度～ 最低制限価格制度の適用範囲を拡大するとともに、事後公表の範囲を拡大

（平成 27 年度～全面的に適用し、事後公表化）

平成 25 年度～ 平成 25 年度以降、毎年度、公共工事設計労務単価改定を予定価格に早期反映

令和 6 年度には、公共工事設計労務単価改定を、令和 6 年 4 月 1 日の入札から原則反映

令和 4 年度 ダンピング対策の更なる強化のため、工事の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国と同様に引き上げ

令和 6 年度 ダンピング対策の更なる強化のため、測量・設計等の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国と同様に引き上げ

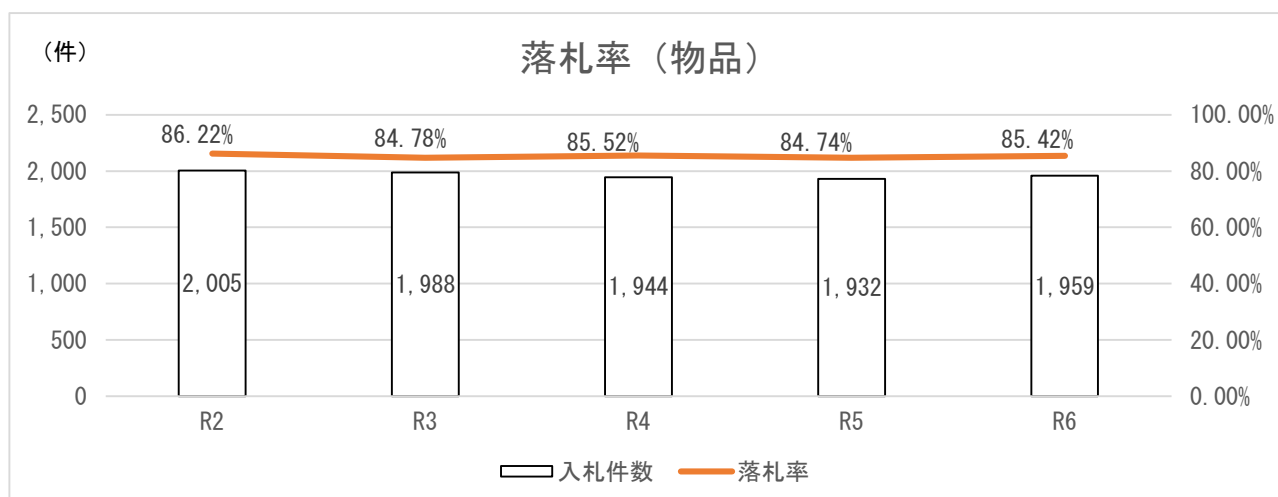
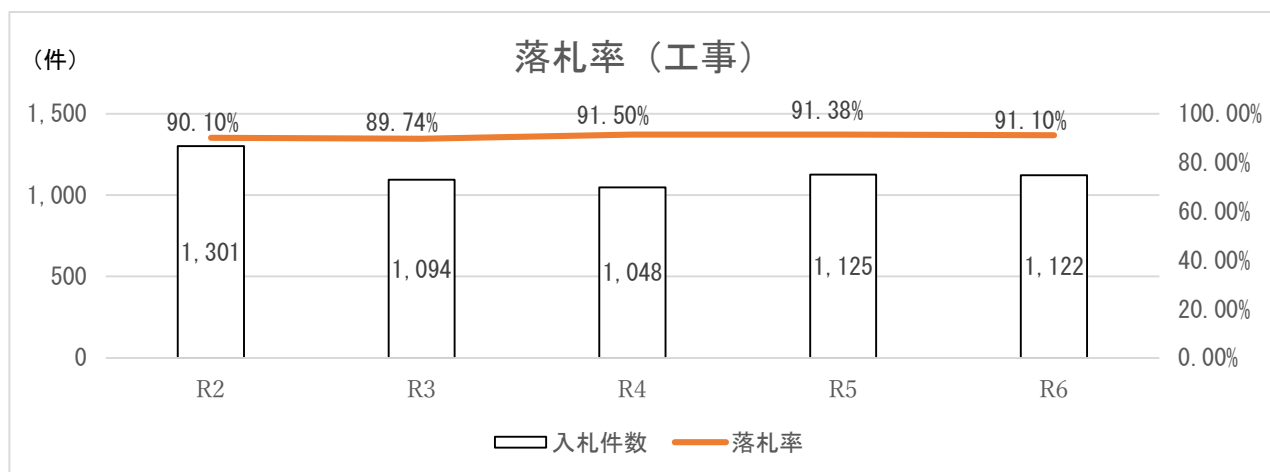
- 令和 5 年 4 月 1 日以降の契約については、災害応急対策又は災害復旧に関する工事中に不可抗力により損害が生じた場合の負担について、これまで受注者に求めていた負担額（請負代金額の 1 %）を本市が負担。
- 令和 7 年 2 月から、工事のインフレスライド適用の運用を見直し、設計労務単価改定時だけでなく、設計労務単価改定時以外の工期内の予期できない特別の事情による急激なインフレーション等の発生を理由とする請求を可能とした。
- 複数年の委託契約（工事の測量、設計等を除く。）について、予定価格に契約期間中の労務費等の上昇を見込んだものとすることを徹底する一方で、令和 7 年 5 月から、労務費の上昇の影響を強く受ける契約で上昇分を予定価格に見込むものが困難なもの等については、契約期間中に協議のうえ、必要に応じて契約変更を行う取組を開始。
- 適切な履行評価の実施、将来の人材の育成、下請契約の適正化の促進、不正行為の排除を徹底

主な取組結果

- 令和6年度の落札率は、工事が約91%、物品が約85%となっている。
- 令和5年度と比べ、工事、物品ともにほぼ横ばい（工事－0.28ポイント、物品＋0.68ポイント）となっている。
- なお、工事に関しては、ダンピング対策の強化を図るため、最低制限価格の算定基準を、平成25年度から平成29年度まで5年連続で引き上げ、令和2年度及び令和4年度にさらなる引き上げを行っている。

また、令和6年5月からは測量・設計等の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国同様に引き上げている。

◆ 市全体の落札率



注1 競争入札により期間内に締結した総価契約の入札の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も含む。

3 工事には測量、設計等の委託契約を、物品には不用物品売却を含まない。

4 落札率は、単純平均（入札ごとの落札率の合計を入札件数で除算）

トピックス

公共工事設計労務単価の改定

昨今の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成25年から13年連続で改定を実施（直近の改定について、国は、令和7年3月以降の積算から適用）

なお、本市では、この改定時に技能労働者の賃金水準の引上げ、法定福利費の適切な支払い、社会保険等への加入の徹底を事業者に要請

京都府域の労務単価の推移

普通作業員 ②413,100円 → ⑦23,800円

鉄筋工 16,200円 → 28,200円

大工 16,100円 → 29,100円

- 物品においても、人件費の占める割合が高い役務業務（建物・公園清掃、常駐警備等）において、引き続き最低制限価格制度を適用することにより、ダンピング受注防止対策の徹底を図っている（平成28年度から開始）。
- なお、役務業務における予定価格は、原則として、国が定める「建築保全業務積算基準」に基づき、適切に積算している。

今後の方向性

- 公契約の適正な履行と質、更に労働者の適正な賃金を確保するために、適正な積算根拠に基づき、予定価格及び最低制限価格を算出していく。

公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組

主な取組

- これまでから I S O 1 4 0 0 1、K E S（京都・環境マネジメント・スタンダード）を取得している事業者を、工事業者の格付制度で加点評価するなど、社会的課題の解決に資する取組に配慮
- 環境にやさしい都市づくり、地域防災力の維持・向上、地域コミュニティの維持・活性化等に貢献するなど、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する事業者評価を推進
- 具体的取組の一つとして、令和 2 年 4 月から、予定価格が一定金額以上の公契約の受注者に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取組に努める」旨の宣言的な文書の提出を求める取組を開始。令和 3 年 4 月から、具体的な取組内容の記載を義務化。
令和 4 年 4 月から「きょうと S D G s ネットワーク」を構成する制度の認証を受けた事業者等については、上記の宣言的な文書の提出を免除。
- 災害に強いまちづくりを一層推進するため、以下のとおり制度改正を実施。
 - ・土木工事格付及び舗装工事格付において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建設機械の所有及びリース台数」を基に加点（令和 7 年度格付（6 年申請分）～）
 - ・これまで工事成績評定の対象としていなかった単価契約工事のうち、24 時間 365 日の緊急対応が必要な一部の工事※については成績評定の対象とすることで、格付けにおいて加点（8 年度格付）
- 行政サービスの向上、ペーパーレス化の推進のため、令和 7 年度から、電子契約への対応を開始。（受注者が本市指定の電子契約サービスに加入しており、且つ、受注者の希望がある場合等）

段階	内 容	
（工事契約のみ） 格付での加点	本市評価事項で加点	I S O 9 0 0 1 認証
		官公需適格組合
		I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証
		障害者法定雇用率達成
		災害発生時における応急協定を本市又は京都府と締結している団体に加入
		次世代育成支援一般事業主行動計画の策定
		国家資格を有する女性技術者の雇用
		暴力団からの不当要求排除の取組（「不当要求防止責任者講習」の受講）

		消防団協力事業所
		建設機械の所有及びリース台数
条件設定 入札参加	電力調達契約で入札参加者を限定	・京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準を満たす者 ・再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで電気を供給する者
	清掃業務委託で入札参加者を限定	I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証
総合評価	技術評価で加点	I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証
		災害発生時における応急協定を本市又は京都府と締結している団体に加入
		市内企業の下請参入率及び共同企業体における市内企業の出資割合
契約後	契約後2か月以内に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し取り組みに努める」旨の文書の提出又は「きょうとSDGsネットワーク」を構成する制度の認証 【対象】 ・予定価格4億円以上の工事請負の受注者 ・予定価格8千万円以上の物品等調達の受注者	
履行確認	紙類のグリーン調達	紙類の品目に応じ、一定以上の古紙パルプ配合率等(仕様書に記載)
	未達成の場合は違約金徴収	総合評価での加点項目としていた市内企業下請参入率等
資格登録	確認できない場合は不登録	所得税、法人税、消費税、市民税及び固定資産税の滞納がないこと
		本市水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと
		暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

※（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（8土木みどり事務所ごとに契約）

○ 市民等から夜間・休日に道路陥没、倒木、路上散乱物、土砂崩れ等の通報があった場合の応急処理（1次対応）業務は、本件受注者が令和6年度に1061件実施。

・平日昼間に通報があった場合は、土木みどり事務所職員が応急処理（1次対応）を行う。

・補修等の工事等（2次対応）は、本件受注者が原則として平日昼間に実施。

トピックス	主な工事格付での加点状況（近年の推移）			（注 延べ加点業者数）
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
I S O 9 0 0 1	1 2 8 者	1 4 1 者	1 4 5 者	
官公需適格組合	6 者	6 者	6 者	
I S O 1 4 0 0 1、K E S	2 6 5 者	2 6 6 者	2 7 5 者	
障害者法定雇用率の達成	4 8 者	4 3 者	4 5 者	
災害応急協定（府、市協定）	7 1 1 者	7 3 6 者	7 7 4 者	
一般事業主行動計画の策定	8 3 者	8 7 者	9 1 者	
国家資格を有する女性技術者の雇用	3 1 9 者	3 2 4 者	3 1 8 者	
不当要求防止責任者講習受講	7 0 3 者	6 8 3 者	7 3 3 者	
消防団協力事業所	3 4 者	3 9 者	3 9 者	

今後の方向性

- 引き続き、現行の取組を推進していく。
- 公平性や競争性、また特に中小企業に過度な負担や不利な取扱いにならないよう十分に配慮しつつ、公契約の性質や目的に応じ、入札・契約の際に、これらの取組を加点評価するなどの取組を検討していく。
その際には、事業者の取組を客観的に評価する仕組みについても十分研究していく。
- 評価事項の対象となる社会的課題の解決に資する取組については、社会状況等の変化等を鑑み、常時メンテナンスしていく。

業界団体、労働団体等からの公契約基本条例に関する主な御意見（要旨）

1 市内中小企業の受注等の機会の増大

- 大型工事においても参加資格要件の見直しや可能な限り分離・分割発注し、地元企業の受注や下請けでの参画機会が増加するようお願いしたい。
- 地域の中小企業・小規模事業者等を積極的に活用してほしい。

2 適正な労働環境の確保

- 適正労働基準の確保やコンプライアンス遵守を評価する総合評価方式の導入や入札参加条件を設定すること。
- 労働基準法等違反企業や不当労働行為企業を契約から排除すること。
- 適正な賃金等の確保を。
- 適正な労働条件の確保等のため、条例に賃金下限額を定める条項の新設を。
- 賃金実態や就労環境を把握すること。
- 建設キャリアアップシステムの推進をはかるため、入札契約制度での加点評価等の導入を。
- 働き方改革を進めていくために、週休二日制やゆとりある適正な工期設定と書類の簡素化を。

3 適正な履行と質の確保

- 地域建設企業が適正な利潤を確保し、若手を確保・育成できるよう、「中央公契連モデル」を上回る市独自の一般管理費等の率の引き上げをお願いしたい。
- 予定価格を事前に公表するよう要望する。
- ダンピング受注が発生した場合、厳しく対応するようお願いする。
- 印刷業務において、ダンピングや労働条件悪化を防止するため、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入を。
- 資材値上げに際して着実な価格転嫁をしてほしい。

第9回京都市公契約審査委員会（令和6年7月25日実施） 会議録（抜粋）

○＝委員 ●＝事務局

市内中小企業の受注等の機会の増大

○ 主な取組の中で「可能な場合の分離・分割発注」と記載されている一方で、団体から出ている主な御意見の中では「可能な限りの分離・分割発注」を求められている。

これは、意見を出した団体に公契約基本条例の制度の趣旨等が浸透していないのか、取組として足りないためこのような声が上がっているのかどちらか。

● 本市は困難な理由がある場合を除き、基本は分離・分割発注に努めている。

当該意見についても、今後も引き続き分離・分割発注を進めてほしいという趣旨で捉えており、本市としても継続して進めていくということだと考えている。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

○ 週休2日制についてだが、京都市として完全週休2日制の導入は進んでいるのか。
また、公契約に従事する個々の労働者の有給休暇等の活用について集計されているか。

● これまでの週休2日制は、工期中に週休2日相当の現場閉所を実施しておれば、本市が経費補正したうえで達成という状況であったが、本市では新たに各週で週休2日を達成することを要請している。

ただ、個々の労働者及び技術者の週休2日達成率や有給休暇等の取得状況についてアンケートを実施する予定はない。

○ 人材不足等の問題の中で、休みの確保や長時間労働の是正が一番大切な部分である。週休2日の促進をしても、有給休暇を使わなかったら本末転倒である。強制ではないが、是非とも労働者の有給休暇の活用についても、活用の促進という意味でも調査いただきたい。

○ 例えば、大学においては、有給休暇を取得しないと取得するよう指導されるため、おそらく、大学がどこかに報告を行っているのだと思う。もし、建設業界にもそのような仕組みがあればそのデータを参考にするなど、京都市が独自に集計等することは難しいかもしれないが、有給休暇の活用等は公契約基本条例の目指すところである「適正な労働環境の確保」が達成されているかより分かりやすい情報になるかと思うため、何らかの形で工夫していただければありがたいと思う。

公契約の適正な履行と質の確保

○ 主な取組の中で「適切な履行評価の実施、将来の人材の育成、下請契約の適正化の促進、不正行為の排除を徹底」と記載があるが、将来の人材の育成や下請契約の適正化促進とは、具体的にどのようなことをしているのか。

● 将来の人材の育成については、工事、測量・設計等における等級格付制度において本市評価事項としての加点項目である「次世代育成支援一般事業主行動計画」の作成、総合評価の評価項目で若手技術者の活用の加点項目を取り入れる等の取組を実施している。

また、下請契約の適正化の促進については、労働関係法令遵守状況報告書の中で下請業者の労働者が労働関係法令を遵守した環境で働いていることの確認や、等級格付で本市評価事項としての加点項目である暴力団からの不当要求排除の取組を評価するなど、下請契約の適正化を図っている。

○ 次世代育成支援一般事業主行動計画の内容を確認すれば、具体的に将来の人材の育成のための取組等が分かるということか。

後日で良いので、教えてほしい。

● 行動計画の具体的中身については、後日御報告する。(注1)

注1 次世代育成支援一般事業主行動計画の具体的中身については、後日、全委員に説明済み。

○ 下請企業の賃金支払に関する調査は行っているのか。

● 本市では下請業者を含め、契約業者に賃金が行き渡るように、適正な予定価格を設定している。

また、労働関係法令遵守状況報告書では事業者には雇用されている事務職及び技能労働者等の中で最低の賃金の記載をお願いしているところであり、個々の技能労働者等の賃金状況については把握していない。

○ 是非とも可能な限り、調査をお願いしたい。

○ 主な取組の中で、「災害応急対策又は災害復旧に関する工事中の不可抗力により損害が生じた場合の負担について」とあり、これは契約関係における危険負担の問題かと思うが、災害復旧工事中の不可抗力の損害とは、追加工事が必要になった場合等を指すのか、それとも、作業員が負傷した場合等を指すのか、具体的にどのような事例のことを指すのか。

● おそらく、人的損害も物的損害も対象にしているもの(注2)と考えており、具体的には、土砂の崩落が工事現場で発生し、作業を崩落した地盤の上で行わなくてはいけなくなった時に、さらに横転等の被害が生じた場合等を指すものと捉えている。

○ 従来、受注者側に一定の負担を求めている根拠は何だったのか。

● 不可抗力による損害が生じた場合は、受注者が請負代金の1%を負担するということだが、不可抗力にもかかわらず、1%負担することとなっているのは、請負については、本来は受注者の負担であるという考えから出発しているのだと思う。

令和5年4月1日以降は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事中に不可抗力が生じた場合は、本市が全額負担としているが、それ以外の工事で不可抗力による損害が生じた場合は、従来どおり、受注者が請負代金の1%を負担し、99%を本市が負担することとしている。

○ 不可抗力による損害なのか、施工方法が妥当でなかったために発生した損害なのか、京都市で判断するのか。

● そうなと思う。

○ 京都市の判断について、訴訟となったことはあるか。

● 本市では、これまで訴訟になったことはない。

また、過去3年間で、災害応急対策又は災害復旧に関する工事中に不可抗力が生じた事例はなかった。通常の工事ではなく災害工事に限られ、さらに不可抗力が生じて災害が発生した案件であるため、件数としてはほぼないと思うが、この取組において、事業者が安心して危険な現場でも働けるということを想定している。

○ 損害に人的損害も含むのであれば、当該人的損害は労災になると思うが、労災認定後の保険料の増額も、発注者が負担するのか。

● 人的損害については、詳細がないため、改めて共有する。(注2)

注2 会議後、「公共工事標準請負契約約款」を確認したところ、物的損害(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具)のみを対象としている(人的損害は含まない。)ことが判明したため、後日、全委員に訂正を行った。

その他

- 価格未満応札者の割合として約3割程度で推移しているということだが、この3割程度の顔ぶれはいつも同じ業者となっているのか。そういった分析はしているのか。

- 価格未満応札者の個々の業者の傾向等は把握していないが、日々の決裁確認業務で価格を割っている顔ぶれが毎回同じだと感じたことはない。前に落札した業者が、続けて落札していないことなどはよくあり、顔ぶれが同じになるという傾向はあまりないのではないかと考えている。

- 「最低制限価格の全面事後公表化」と記載あるが、全面事後公表化以降、くじ引きの発生率は減少したのか。事前公表の時代は、多くの業者が最低制限価格に張り付くという傾向が強まり、そういった業者側の不満も大きかったと思うが、そういった面が全面事後公表によって解消の方向に向かっているのかを教えてください。

- くじ引きについては、最低制限価格を非公表とし、一定の算定基準で出した価格に1.000～1.003までの11段階の数値を掛け、最低制限価格とするランダム係数を導入している。くじ自体は、最低制限価格が予想されやすい場合はたまたま当たることがあって発生はするものの、発生率でいうと事前公表していた時代からは激減している。

小括

○ 本日の説明は、公契約基本条例の4つの基本的な考え方に基づき、それぞれ京都市ではこのような取組を行っているという話を中心にあったかと思うが、大事なことは取組をしたことにより、どのような成果があがったのかということだと思う。検証を毎年行うことは難しいと思うが、どこかの節目でこのような検証を行うことも必要なのではないか。

例えば、4つの基本的な考え方のうちの1つ目である中小企業の受注機会の増大で、資料中で市内中小企業への受注機会は確保されているというデータを示していただいているが、これはあくまでも手段であって目的ではない。

つまり、市内中小企業の受注機会を一定確保することにより、京都市内の地域経済の発展や雇用の確保、税収等、京都市の経済にどのようなプラスの効果を与えたのかというような検証を産業連関分析や地域付加価値分析のようなものを使ってどこかの節目で実施し、示す必要もあるのかなと感じた。

また、4つの基本的な考え方のうちの2つ目、3つ目で関連した話で申し上げると、これまで例えば最低制限価格の継続的な引き上げや週休2日制の導入等が実施され、余裕を持った工期確保に努めてこられたかと思うが、これは1つの成果にも思えるが、やはり手段と捉えられる。取組の結果、例えば本当に人材の確保に繋がったのか、アンケートの結果を掲載いただいているが、業者からの主な意見の「満足」のところで「若手労働者等の担い手が増えると思う」と記載されているが、「増えた」とはなっていないので、そのあたりの検証は少し時間がかかると思うが、必要なのではないかと感じた。

今、申し上げたこととは逆説的な意味になるかもしれないが、最低制限価格を引き上げていく、週休2日制を評価することによって、工期も伸びるため、全体のコストが上がっていき、厳しい財政状況の中では、契約件数の絞り込みが必要になると思う。実際データ上でも、経年変化を見ると、工事も物品も、件数自体は減少しているように思う。1つ1つの案件のコストが伸び上がっていくということは、当然件数的には減少傾向となるため、先ほど申し上げた経済の活性化や雇用の創出とは矛盾する場面が出てくる可能性はあるかもしれないが、そこは量ではなく質の確保を重視し、長い目で見たときに担い手を安定的に確保する、若手に魅力あるような機会の提供をしていくことで、量的には縮小するかもしれないが、質をこのような形で担保していくというような、条例で掲げている目標が相反するものに関してどちらを優先的に行っていくのかという整理も必要なのではないかと全体を通じて感じた。

これは今すぐ動ける話でもないため、少し先を見据えてそういった検証もどこかのタイミングで必要になってくるのではないかと思います、コメントした。

● 非常に重要な御指摘をいただきありがたく思う。

政策目的に従ってどういった分析ができるのかは、考えていく必要があるかと思うが、御指摘いただいた趣旨の通り、例えば、市内中小企業の部分で申し上げると、分割発注して多くの中小企業が受注している状況であり、いつまでもその結果だけでいいのかというところの問題意識はある。企業の育成が目的なのであれば、仕事のできる企業を育てていくということも考える必要があるし、その方向に向かって進んでいるのかは今あるデータだけではわからないため、分析、検証の必要性があると感じた。

市全体として、市民の所得の向上、労働環境の改善ためにどのように取り組んでいくのか、という前提があったうえで、公契約の分野でどう貢献できるのか。その分析もこれから必要になってくると感じた。政策の点検については、市長の下でやっと着手したような段階であるが、正直、分析も今までしっかりなされていなかったこともあり、委員からも発言があったように現状もあまり把握できていないような面もあり、様々な調査をするということであれば1年どころか数年間かけての検討にはなってくるため、時間はかかると思うが、全体の議論をしっかりと整理したうえで、公契約で担うべき役割をはっきりさせれば、分析もかなりやりやすくなるかなと感じた。

○ 非常に良い議論があったかと思う。

この委員会の資料一つにしても、私が就任した当時はトピックスも付属資料もなく、そういった時代から比較すると、現在では多くの参考資料が資料に掲載されるようになり、事務局には、既存の統計や今得られるデータで政策目的が達成されているのかを少しでも見ていくというスタンスを続けていただいており、そこは評価したいと感じた。

一方で、今得られるデータだけでは、読み取れる情報に限界があるため、先ほどの議論の中でも話はあったかと思うが、長期的な視点で、分析や調査を進めていただければと思う。

○ 先ほどの話の補足で、公契約という枠組みの中で色々な政策目的を入れながら、現在の形になっていると思うのだが、例えば、地域経済の活性化や雇用の確保を例に挙げるならば、まずは市全体の産業政策の中で本来やって成果を上げなければならない話であり、さらに公契約の中でそれを補完するような役割として、政策目的を入れるという考え方が通例なのかなと感じた。それ以外にも例えば、4つの基本的な考え方の4つ目に「公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組」とあるが、これについても環境政策やエネルギー政策等の大元を所管する部署でしっかり役割を果たしたうえで、公契約の中で補完するというような、あくまで公契約の部分はサブの位置付けであると思うが、京都市だけでなく全国的にみて、公契約条例に色々な政策を盛り込む傾向にあるように思う。確かに条例としての見栄えは美しくなるものの、メインではない公契約に様々なことを持ち込んでしまうと、成果を求められてしまって、それを切り取って効果を示すということが難しくなる。繰り返しにはなるが、方向性を否定しているものはないが、公契約という枠組みの中で市が掲げる政策目的のどの程度の効果を期待するのかをまず整理したうえで、やはり必要なものはやっていくということになるし、これは大元の施策を所管する部署でしっかりやっていくべきということであれば、極端に言えば、公契約の分野では外していくということもあっていいのではないかと感じた。

参考 2 予定価格（税込）が 2 億円を超える（予定価格を入札後に公表する）工事契約における最低制限価格又は失格基準価格未満での応札者数の推移（市長部局）

最低制限価格又は失格基準価格未満での応札件数の推移は、全応札者数の約 3 割で推移している。

	R3	R4	R5	R6
入札件数	4 6	2 8	4 6	3 8
総応札者数	4 4 5	3 0 0	4 6 9	3 3 8
うち価格未満の応札者数	1 3 4	7 2	1 7 2	9 0
価格未満応札者の割合	3 0 . 1 1 %	2 4 . 0 0 %	3 6 . 6 7 %	2 6 . 6 3 %

参考 3 不落件数の推移（市長部局）

不落件数の推移については約 1 ～ 2 % 台で推移している。

	R2	R3	R4	R5	R6
入札件数	5 8 3	4 5 9	4 4 5	4 8 3	4 9 2
うち不落件数	1 0	5	6	1 2	8
割合	1 . 7 2 %	1 . 0 9 %	1 . 3 5 %	2 . 4 8 %	1 . 6 3 %

注 不落とは、応札者がいたが落札者が決まらなかったものをいう

参考 4 京都市の中小企業数・事業所数（民間事業所）の推移

中小企業は市内企業の 9 9 % 以上を占めている。

	H26	H28	R1	R3	R5
全事業所	7 4 , 4 1 9	7 0 , 6 3 7	8 9 , 3 7 3	8 4 , 5 2 4	7 3 , 2 0 4
うち中小企業 （大規模事業所以外）	7 3 , 8 4 5	7 0 , 0 8 5	（未集計）	（未集計）	（未集計）
中小企業割合	9 9 . 2 3 %	9 9 . 2 2 %	（未集計）	（未集計）	（未集計）
【参考】京都府 全事業所	1 1 9 , 1 4 5	1 1 3 , 7 7 4	1 3 8 , 7 4 4	1 2 9 , 1 8 6	1 0 9 , 2 4 5

（出典）京都市の経済 2017 年版、2021 年版、2023 年版

（注）平成 26 年経済センサス基礎調査（事業所に関する集計）、平成 28 年経済センサス活動調査（民営事業所による）、令和元年経済センサス - 基礎調査 甲調査及び令和 3 年経済センサス - 活動調査事業所に関する集計から。令和 6 年度経済センサス - 基礎調査 甲調査

「大規模事業所」は、従業員 300 人以上（卸売業、サービス業は 100 人以上、小売業は 50 人以上）

参考 5 企業倒産数

	R1	R2	R3	R4	R5
全 国	8 , 3 8 4	7 , 7 7 3	6 , 0 6 6	6 , 4 2 8	8 , 6 9 0
京都市	1 6 3	1 8 8	1 4 8	1 6 1	2 2 0

（出典）京都市統計書

【週休 2 日工事に係るアンケート】

週休 2 日工事を受注した業者に対してアンケートを実施。

※京都市建設局、都市計画局週休 2 日工事に関するアンケートより

※令和 6 年度にアンケート提出があった業者の回答を集計（回答数 174 業者）

業者からの主な意見

【肯定的な意見】

- 完全週休 2 日制を導入しており、残業代コスト、社員の負担の軽減にもつながるため、好ましく思っている。
- 週休二日制度や残業の縮減は若い世代を雇う上で必要な条件だと思うため、働き方改革は良い事だと思う。
- 毎週ノー残業 DAY を設けており、当日は業務時間外にパソコンの使用が出来ないように設定されている。
- 週休 2 日を達成できるように、全社員が作業計画をしっかりと把握し、現場で他業者にも周知するように努めている。

【否定的な意見や要望等】

- 時間外労働を縮減したいところだが、会社の運営・経営を考えると売り上げを確保するために時間外労働も対応せざるを得ない。
- 考え方は理解できるが、日給及び時給で働く社員の給与はどうやって確保するのか。4 週 8 休で単価上乗せを元請にするなら、最下層の下請けに単価反映することを義務化しなければ中抜きされるだけである。

上下水道局職員の収賄容疑事案及び再発防止の取組

- 1 全体像
- 2 事案概要
- 3 調査結果
- 4 問題点及び原因・背景の分析
- 5 再発防止策

1

1 全体像

1

(事案の概要)

- 令和6年7月、上下水道局職員が、収賄容疑（現金受領）により逮捕された。また、その他にも2名の職員が業者から便宜（役務の提供）を受けていたことが判明した。
 - 上記3名は、懲戒免職処分（2名）又は停職処分（1名）となった。
 - その他、上司等も懲戒処分（5名）又はけん責処分（4名）を受けた。

(調査結果)

- 当初逮捕された職員が、贈賄側の業者を下請けに採用するよう元請業者に働き掛けていた（下請推奨）ことが判明するとともに、災害や事故等が発生した際、あらかじめ登録している業者に工事を依頼する「緊急工事」について、不適切な運用を行っていることが判明した。

(契約制度上の問題点)

- 「緊急工事」については、早急な事故対応が求められる一方、「契約手続き」については、明確に決まっていない部分があった。具体的には、①緊急性の判断基準、②業者選定手続、③専決権者が未承認のまま発注できた点、④契約締結手続である。

(再発防止策)

- 上記（問題点）①～④について、適正手続を明文化した要綱・要領等の策定
- 策定した要綱・要領等に従った事務が実行されているかを契約会計課及び監察部門による随時又は抜打ちによる確認

2

2 事案概要

2

(事案概要)

【事案1】

- ・ 職員Aが、本市が発注した緊急工事に関し、特定の業者が下請受注できるよう便宜を図った見返りに、令和3年12月、当該業者の代表取締役から現金10万円の賄賂を受け取った容疑により、令和6年7月に逮捕、起訴された。第1回公判において、職員A及び役員は起訴内容を否認し、裁判は継続している。
- ・ 職員Aは、令和7年3月に緊急工事の不適切な運用及び下請推奨を行ったとして、停職処分となった。

【事案2】

- ・ 職員Bが、業者（事案1と同じ）から令和2年6月3日から同年12月22日までの間に、自宅の外壁修繕工事（20万3500円相当）の施工を無償で受けた。
- ・ 職員Bは、令和6年10月に起訴（在宅起訴）され、第1回公判において起訴内容を認めたため、同年12月に懲戒免職処分とした。なお、同日の第2回公判において有罪判決（収賄罪、懲役1年、執行猶予3年、追徴金20万3500円）が言い渡された。

【事案3】

- ・ 職員Cが、本市が発注した緊急工事の発注先業者（事案1、2とはことなる業者）の契約担当者の一人と複数回にわたって飲食を共にし、また、自宅の洗面台の取替工事（10万円相当）を依頼して、当該工事の施工（令和4年11月）を無償で受けたもの。
- ・ 利害関係者である業者の担当者から無償で役務の提供を受けたこと（倫理保持義務違反）をもって、令和7年1月に職員Cを懲戒免職処分するとともに、京都府警に告発状を提出した。

3

3 調査結果

3

(契約会計課契約)

1 緊急工事における元請業者の選定過程の不適正

- ・ 緊急工事は、いわゆる「当番表」に基づき元請業者を選定することとなっているが、職員Aの所属においては、当番表に基づかずに発注を行っていたことを複数確認しており、選定過程が適正なものではなかった。

2 下請業者の偏り

- ・ 下請業者の偏りを確認（2者）したが、うち1者は当該贈賄業者であった。
- ・ 同者の下請実績が突出している理由の一つとして、元請業者が職員Aらによる下請推奨を受けて同者を下請に入れた結果、各元請業者が同者の施工技術等を高く評価し、以降は各元請業者の自律的な意思決定により、同者を継続して下請に入れていたことが挙げられる。

(原課契約)

1 業者の選定過程の不明瞭

- ・ 水道・下水道ともに、登録された業者における発注順位等が定められていないなど、業者選定過程において課題があった。

2 発注先の偏り

- ・ 水道において偏りは確認できなかったが、下水道においては、職員Cの所属において、2番目の業者と比べて件数・金額ともに2倍超となっている業者が1者あった（可能な限り早く工事を完成させることに重きを置くあまり、結果的に発注先に偏りが生じたもの）。

4

3 調査結果

4

<緊急工事（契約会計課契約）における契約制度上の課題>

工程	概要	制度上の課題
緊急性の判断	施設や設備の故障等が発生した際、緊急工事の必要性を判断（発注課）	緊急性の判断基準が不明瞭である。
業者選定	事前に登録された業者のうち当該月の当番業者（2者）から運用ルールに基づき選定（発注課）	当該月の当番業者2者から1者を選定する手順が明文化されていない。
工事発注	随意契約にて発注することについて依頼（発注課） 随意契約ガイドライン等に沿ったものか確認（契約会計課）	手順を規定した要綱等がない。 専決権者（工事の施工・支出・契約）による決定を経ずに発注が可能である。
	契約会計課の確認を受けた後、業者に対して施工指示（発注課）	工事完成までの間、予定金額を組織的に把握する仕組みがない。 書面による契約ができていない。
工事完成	設計書を作成し、発注日に遡り施工・支出決定（発注課） 発注日に遡り契約（契約会計課） 工事完成後、工事検査を実施（監理課） 請求書に基づき、支払い（契約会計課）	発注日に遡って施工・支出及び契約の決定を行っている。それにより、予算確保がないまま発注できる。

5

4 問題点及びその原因・背景の分析

5

- 緊急工事制度の不適切な運用
 - ・当初の発注に含まれていない工事を、一般競争入札による契約の可能性について検討することなく、当初発注した同一の業者に対して、専決権者による確認を経ずに次々と発注していた。
これらは、**契約の公正性、競争性及び透明性を著しく損なう不適切な事務処理**と言わざるを得ない。
- 契約制度における脆弱性等
 - ・一連の事務処理の過程で**チェック機能が働いておらず、形式的なものとなっていた**ことに加えて、業務監察等の事後的なチェック機能についても十分に働いていなかった。
- 組織ガバナンスの機能不全
 - ・職員Aは**同職場において業務経験が長く、強い影響力を持っていた**が、局や部として職員Aを適切に注意・指導するまでには至っておらず、**局全体として、組織的なマネジメントが機能していなかった**。
 - ・**部の問題は部内で収める組織風土**（部の問題は部内で収めさせるように暗に促す局全体としての組織風土）があり、職員Aの問題を局全体の問題として捉えるに至っていなかった。
- 事業特性を踏まえた人事管理における弱み
 - ・**業務に習熟した職員が相応の期間同じ職場に在籍することは**、業務水準の維持・向上や技術継承に有効である反面、**職員に緩みや甘さが生じた際には、経験ゆえに職場での過度な影響力を持つおそれ**や特定業者との慣れあいが生じることも否定できない。

6

1 契約手続きに関する改善

- ・ ①緊急性の判断基準の客観化、②業者選定手続の明文化、③専決権者の承認がなければ発注できない仕組みの導入、④契約手続の適正化（契約締結時期を明確化等）を行うため、新たに要綱・要領等を作成し、本年度から新たなルールの下で緊急工事契約の運用を行っている。
⇒ これにより、工事発注前に、客観的な基準により、専決権者等の承認が必要な仕組みが整ったため、発注する工事が緊急か否か、業者の選定はルールどおり決めているか、不適切な追加発注がないか、などについて組織的に確認する体制を構築した。
⇒ また、「概算契約」や「基本契約」といった新たな仕組みの導入により、契約手続の適正化を図った。
- ・ また、事後的に改めて、要綱・要領等に従った事務が実行されているかを契約会計課及び監察部門による随時又は抜打ちによる確認を行っていく。

2 契約手続き以外に関する改善

- ・ 今回の事案が発生した遠因として、当該職員が、長期間同じ所属に在籍し、業務に精通していたことから、いわゆる「声の大きい職員」となっていたことが挙げられる。
⇒ そこで、維持管理部門と工事発注部門を切り分ける等、業務の分担・権限を適正化を図る組織改革の実施及び同じ所属に長期在籍者を発生させない人事異動のルールの改善等を行った。